

兒童相談所整備方針

児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会

I 各児童相談所の概要

1 所在地

【富山児童相談所】

住所：富山市東石金町 4-52

アクセス：富山地鉄バス「西長江」バス停から、徒歩 3 分

富山地鉄バス「不二越正門前」バス停から、徒歩 6 分

【高岡児童相談所】

住所：高岡市本丸町 12-12

アクセス：JR 「越中中川駅」 から、徒歩 8 分

万葉線「広小路」電停から、徒歩 2 分

広小路バス停から、徒歩 2 分

2 沿革

【富山児童相談所】

昭和 23 年 5 月 6 日 富山市桜町 平和建設婦人同盟内に児童相談所を設置

昭和 24 年 3 月 30 日 富山市総曲輪 とやま東別院境内に新築移転

昭和 33 年 12 月 26 日 富山市曙町に新築移転

昭和 56 年 5 月 26 日 現在地に新築移転。以来 38 年経過。

【高岡児童相談所】

昭和 23 年 5 月 5 日 高岡市丸の内にて業務開始

昭和 27 年 8 月 1 日 高岡市あわら町に移転。新庁舎新築（木造、 327.55 m^2 ）

昭和 54 年 3 月 26 日 現在地に新築移転。以来 40 年経過。

3 敷地及び建物

【富山児童相談所】

	児童相談所	一時保護所
延床面積	765.59 m ²	352.12 m ²
建設年月（築年数）	昭和 56 年 5 月（築 38 年経過）	
構造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建	

【高岡児童相談所】

	児童相談所	一時保護所
延床面積	544.79 m ²	229 m ²
建設年月（築年数）	昭和 54 年 3 月（築 40 年経過）	
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	

II 児童相談業務の概要

1 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

2 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能

3 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護を行う機能

4 里親に関する機能

里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を行う機能

5 措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する機能

III 児童相談所の現状と課題

1 建物

建築後約40年が経過し、施設全体が老朽化している。

2 相談所部分

(1) 体制強化に伴う狭隘化

児童福祉司の増員など、児童相談所の体制強化に積極的に取り組んできた結果、施設全体が狭隘化してきている。

事務スペースや会議室については、来年度以降も職員の増員の検討が必要であるが、既に余裕が乏しい状況となっている。特に高岡児童相談所については、現時点で他の部屋を事務室へ転用して対応しており、現在の建物内でのこれ以上の事務スペース拡充は困難である。

また、職員の増員に対し、相談室の数が限られたため、相談業務に支障を生じかねず、相談室の拡充が必要であるほか、相談記録を保存するための書庫の確保が必

要である。

さらに、児童の行動を観察するためのプレイルームや医務室が手狭となっているため、拡充が必要である。

(2) カンファレンス機能

児童相談所には、市町村支援やDV対応との連携など、関係機関との更なる連携強化が求められており、今後、合同カンファレンスや研修を主催するなど、積極的な取組みが求められるため、会議室の拡充が必要である。

(3) 駐車場の不足

来客及び職員用の駐車場スペースが限られており、確保が必要である。

特に、高岡児童相談所については、現在地では近隣駐車場を含め、その確保が困難である。

3 一時保護所部分

(1) 児童の特徴・問題の多様化への対応

居室数や居住空間が限られており、一時保護児童の性別、年齢、処遇（被虐待児と非行児童の区分、病気療養の区分等）等、居室の個室化など個別性に配慮した環境整備が必要である。また、児童の学習環境や居住性の向上のため、生活（食事、余暇活動）のスペースと学習活動を行うスペースの区分や、適度な運動や余暇活動などが十分にできるスペースの確保が必要である。

また、特に高岡児童相談所については、一時保護所と児童相談所の相談部門が隣接しているため、一般来所者の立入防止への配慮が必要であるといった、安全性の確保の課題がある。

(2) 宿日直体制

夜間宿直や日直については、職員 1 名での対応となっており、男女別や個別的支援の対応に課題がある。

IV 対応の方向性

【富山児童相談所】

建築後 38 年を経過し、今後の体制や機能の充実・強化の必要性や、一時保護環境の向上の必要性なども勘案すれば、施設の拡充は不可欠であるが、

- ・中核市である富山市の児童相談所設置に係る動向等を見極める必要があること、
- ・富山市内にある他の相談機関（女性相談センター、障害者相談センター、子ども発達支援センター等）との連携のあり方について、さらに検討する必要があること、
- から、現時点で本格的な施設の拡充を検討することは困難であるため、今後、引き続き課題を整理して検討していく必要がある。

また、当面の人員体制強化に対応する必要があることから、緊急的な小規模の施設改修が必要である。

(人員増の見込(児童福祉司・心理司含む) R元:34人、R4:43人、R6:44人)

【高岡児童相談所】

建築後40年が経過し、富山児童相談所と同様の課題を抱えている中、富山児童相談所と比べてもより施設が狭隘であるなど、課題がひっ迫している高岡児童相談所を優先して施設の拡充を行う必要がある。また、現在地では施設の拡充に不十分であるほか、駐車スペースの確保の面でも課題があることから、現地での増改築は現実的でなく、全面移転改築する必要がある。

(人員増の見込(児童福祉司・心理司含む) R元:30人、R4:35人、R6:37人)

V 児童相談所の施設拡充にかかる基本的な考え方

1 相談所部分

(1) 専門的な支援の提供

- ・児童相談所機能の最大限の発揮
- ・多様なニーズに対応できる相談、判定用設備の確保
- ・法改正等による今後の専門職員の増員に対応した執務環境の確保

(2) 関係機関との連携確保

- ・市町村、保育所、学校、医療機関、民生・児童委員、配偶者暴力相談支援センター等との連携確保
- ・児童養護施設等、里親等への支援の強化
(会議室、ミーティングスペースの確保)

2 一時保護所部分

(1) 子どもたちが、安らぎと癒しを感じられる環境づくり

- ・ゆとりある居住空間とより心地よい生活空間の確保
- ・子どもたちの個別性に対応できる施設設備の整備
- ・代替養育の場として、子どもの生活の充実を図る

(2) 子どもの権利擁護機関としての責務

- ・セキュリティ及びプライバシーへの配慮

VI 児童相談所の整備方針

Vの基本的な考え方を踏まえ、以下の方針に基づいた整備を進めること

1 立地

利用者の利便性を考慮し、公共交通機関からのアクセスや十分な駐車場スペースの確保が可能であり、行政機関等と密接な連携が可能な場所であること。また、一時保護所も併設するため、落ち着いた環境であること。

2 施設の規模

(1) 規模

- ・Ⅱで述べた課題を解消するため、施設を拡充すること。
- ・近年新設された、他の自治体の児童相談所を調査のうえ、必要十分な規模とすること。

(2) 施設計画

- ・気軽に相談に来られるような、分かりやすくて温かく明るい施設とすること。
- ・相談者のプライバシーが守られる施設とすること。
- ・子どもの自立や家庭を支援する多様な機能を有する施設とすること。
- ・市町村や里親養育を支援する機能を有する施設とすること。
- ・一時保護所児童が癒され、人権が守られる家庭的な雰囲気の施設とすること。
- ・一時保護児童に快適な生活、学習環境を提供する施設とすること。
- ・環境への負荷及びライフサイクルコストの低減に配慮した施設とすること。

(3) 配置計画

一時保護所の居室は男女で明確に分離できる配置とし、さらに、子どもの安全やプライバシーに配慮した配置とすること。

3 備えるべき施設機能

(1) 相談機能

室名等	概要
<拡>全体	<ul style="list-style-type: none">・施設全体についてバリアフリーに配慮し、エレベーターを設置すること・エントランスから事務室へ声をかけられる構造とすること・プライバシーに配慮した待合室を整備すること・授乳室を設けること・監視カメラや人感センサー付照明等の防犯設備の設置等、セキュリティに十分配慮すること
<拡>相談室	<ul style="list-style-type: none">・相談室を増やし、相談機能に支障をきたさないこと・様々な来所者（障害者、乳児、保護者等）が利用しやすい相談室を確保すること・威圧的な保護者等の対応のため、職員の安全確保にも配慮した相談室とすること・観察のためのワンウェイミラー等を備えた相談室を設けること。また、協同面接にも使用できる録画設備を整備すること・相談者のプライバシーに配慮するため、「使用中」がわかる表示灯を設置すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談所来所者から一時保護所や屋外運動場の様子がわからないよう工夫すること
<拡>心理判定室	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定室を増やし、児童のアセスメント機能に支障をきたさないこと ・子どもの状態によって選択ができるよう内装や備品（テーブル、椅子等）を工夫すること ・椅子に座って検査をすることが難しい子どものために、床に座って検査ができる部屋を設けること
<拡>集団遊戯治療室・観察室	<ul style="list-style-type: none"> ・集団における児童の行動を観察するため、隣接する観察室との間にはワンウエイミラーを設けるとともに、児童が自然体でいられるよう、落ち着いた雰囲気とすること
乳児発達検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・室内全体をほふく可能な床とすること ・明るい雰囲気の室内となるよう工夫すること
箱庭治療室	<ul style="list-style-type: none"> ・明るい雰囲気の室内となるよう工夫すること
<拡>医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所から来所者対応エリアを通らず入室できる位置とすること
<拡>事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正等に伴う人員体制の強化に対応するとともに、支援の質の向上に資する快適な執務環境を整備すること ・非常時に備え、セキュリティ機器の表示機能を集約すること
<拡>会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議だけではなく、市町村支援機能やDV対応との連携など、関係機関との更なる連携強化のため、合同カンファレンスや研修等にも活用できるよう拡充すること ・他機関との連携に対応するため、テレビ会議システムの導入を検討すること
<拡>書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事案の増加・複雑化等による行政文書の増加に対応し、相談記録を適切に保存・管理できるようにすること

(2) 一時保護機能

室名等	概要
<拡>全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりのある心地よい生活・学習環境を確保するため、居室やプレイルーム、学習室等を拡充すること ・入所児童の様子を確認するため、できるだけ死角を作らないように配慮すること ・相談所への来所者が一時保護所へ迷い込まないよう、配慮すること。

<拡>児童居室	<ul style="list-style-type: none"> ・個別性に配慮できるよう、男女別に確保し、個室を設置するとともに、多様なニーズに対応できるよう複数人用居室、幼児用居室も設置すること
【新】静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・自傷行為のおそれや感染症に罹患等の特別な配慮が必要な子ども等、子どもの状況に柔軟に対応できるよう、静養室を別途設けること
<拡>食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・食事専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること
<拡>学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・学習専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること。
<拡>プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・日中の共同生活の中心的な場所として、プレイルームを設けること。
<拡>厨房 調理員控室	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理を徹底すること。
浴室、脱衣所、 洗面室、トイレ、洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に整備すること。
【新】事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉指導員等の執務スペースを設けること。
<拡>宿直室	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の宿日直体制を強化できるよう、対応すること。
夜間電話相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間電話相談員の相談室を設けること。 ・職員との連携を可能とするため、居室及び宿直室に近い位置とすること
運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童が体を動かすことができるスペースを設けること ・児童のプライバシー保護や不審者の侵入防止に配慮すること